



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード：7991 東証第 2 部)
問合せ先 管理統括本部長 水谷 富士也
(TEL. 03-6273-7360 代表)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 74 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式併合について

(1) 併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、これに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行なうものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 1 億 5,000 万株から 1,500 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容および日程

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株を 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 15,000,000 株（併合前 150,000,000 株）

④併合により減少する株式数等

【普通株式】 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

株式併合前の発行済株式総数	93,586,700 株
株式併合により減少する株式数	84,228,030 株
株式併合後の発行済株式総数	9,358,670 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

【平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合】

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満	147 名 (1.78%)	291 株 (0.0%)
10 株以上	8,101 名 (98.22%)	93,586,409 株 (100.0%)
合 計	8,248 名 (100.0%)	93,586,700 株 (100.0%)

(注) 現在 10 株未満の株式を所有されている株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り並びに買増し」のお手続き（別添 Q&A Q7 参照）をご利用いただくことが可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法第235条第1項により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数株式の割合に応じて分配いたします。

⑦併合の日程 後記「4. 日程」をご参照ください。

⑧変更の条件

平成28年6月29日に開催予定の当社第74回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案ならびに単元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

前記「1. (1) 併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 変更の内容および日程

平成28年10月1日をもちまして、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
※後記「4. 日程」をご参照ください。

(3) 変更の条件

平成28年6月29日に開催予定の当社第74回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案ならびに単元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ①前記「1. (2) 併合の内容および日程」に基づき、株式併合の割合にあわせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を、1億5,000万株から1,500万株に変更するものであります。
- ②前記「1. (2) 併合の内容」に基づき、現行定款第7条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- ③現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
- ④株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第8条（単元未満株式についての権利）第4号および第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- ⑤会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づく取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充を図るため、定款第10条に自己の株式の取得の規定を新設するものであります。
- ⑥条文の新設に伴い、現行定款第9条以下を2条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

下記のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 規 定	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (単元未満株式についての権利)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,500万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 (単元未満株式についての権利)

<p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>第9条～第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第10条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第11条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>本定款第6条および第7条の変更の効力発生日は、平成28年6月29日開催の第74回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>
--	--

(3) 変更の条件

平成28年6月29日に開催予定の当社第74回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案ならびに单元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 株主総会招集決定取締役会決議 | 平成28年5月20日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成28年6月29日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定)※ |
| (4) 单元株式数変更の効力発生日 | 同上※ |
| (5) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 同上 |

※上記のとおり、株式併合および单元株式数変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以 上

添付資料：(ご参考) 株式併合および单元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 74 回定時株主総会におきまして議案として上程される予定の「株式併合の件」および「定款一部変更の件」につきまして、株主の皆様へ、よりご理解いただくため、「株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A」をご用意いたしましたので、ご一読の程お願い申し上げます。

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。
また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。
当社では、10 月 1 日をもって 10 株を 1 株とする株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

- A. 全国証券取引所は、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを最終的な目標とする「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表しております。
東京証券取引所に上場する当社は、同行動計画の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにし、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に保つことを目的として、単元株式数の変更と合わせて株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものです。

Q 3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。
ご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 4 配当はこれまでの 10 分の 1 しか貰えなくなるのですか。

- A. ご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の経営環境の大幅な変動などの要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変わるということはありません。

Q 5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数株式が生じた場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。
具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前（平成 28 年 9 月 30 日まで）		効力発生後（平成 28 年 10 月 1 日から）		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 2	1,009 株	1 個	100 株	1 個	0.9 株
例 3	999 株	0 個	99 株	0 個	0.9 株
例 4	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例 2、例 3、例 4 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、

平成 28 年 11 月頃に「端数株式処分代金領収証」をお送りすることを予定しております。従いまして、例えば効力発生前のご所有株式数が 9 株だけの場合（上記の例 4 の場合）は、この 9 株については端数株式として処分され、株式併合後に保有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きは必要ございません。

Q 7 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえるのですか。

A. 株式併合後でも単元未満株式を保有する場合は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。なお、平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 74 回定時株主総会にて定款の一部変更議案が承認可決されますと、単元未満株式の買増制度もご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は次に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

【当社の株主名簿管理人】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話番号：0120-782-031

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 5 月 20 日 株主総会招集決定取締役会決議

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月上旬 株式併合公告

平成 28 年 9 月 27 日 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 28 年 10 月下旬 全株主様へ「株式併合に伴う割当株式数のご通知」発送

平成 28 年 11 月中旬 端数株式処分代金のお支払い開始

以 上